

(趣旨)

第1条 この規則は鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「条例」という。)第11条の3の規定に基づき、単身赴任手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(やむを得ない事情)

第2条 条例第11条の3第1項および第3項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員もしくは配偶者の父母または同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員または配偶者の所有に係る住宅(管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
(通勤困難の基準)

第3条 条例第11条の3第1項本文およびただし書ならびに第3項の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 管理者が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- (2) 管理者が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
(加算額等)

第4条 条例第11条の3第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路および方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、管理者が定めるところにより行うものとする。

2 条例第11条の3第2項の規則で定める距離は、100キロメートルとする。

3 条例第11条の3第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万6,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 2万4,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 3万2,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 4万円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 4万6,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 5万2,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 5万8,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 6万4,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 7万円

(平10規則5・平27規則2・平28規則3・一部改正)

(権衡職員の範囲等)

第5条 条例第11条の3第2項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第1条に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条に規定する地方道路公社および公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条に規定する土地開発公社
 - (2) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫
 - (3) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人
 - (4) 前各号に掲げる法人のほか、管理者がこれらに準ずる法人であると認めるもの
- 2 条例第11条の3第3項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者とする。
- 3 条例第11条の3第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

- ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定による採用(法第28条の2第1項の規定により退職した日(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日および当該採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
- (2) 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該異動または公署の移転の直前の住居から当該異動または公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動または公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に準じて管理者が定める事情(以下単に「管理者が定める事情」という。))により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなつた職員(配偶者のない職員に限る。))で、当該異動または公署の移転の直前の住居から当該異動または公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動または公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。))のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、管理者が定める特別の事情により、当該異動または公署の移転の直前に同居していた配偶者(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。))と別居することとなつた職員(当該別居が当該異動または公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。))で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。))のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (5) 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあつては、管理者が定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなつた職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居から当該異動または公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動または公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。))のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、管理者が定める特別の事情により、当該異動または公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなつた職員(当該別居が当該異動または公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。))で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。))のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「職員以外の地方公務員、国家公務員または第1項に規定する法人に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動または公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、第2号から前号までに掲げる職員たる要件に該当することとなる職員(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者に限る。))
- (8) その他条例第11条の3第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員
(平27規則2・一部改正)
- (支給の調整)
- 第6条 職員の配偶者が単身赴任手当または国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
- (届出)
- 第7条 新たに条例第11条の3第1項または第3項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届(様式第1号)により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。
(確認および決定)
- 第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第11条の3第1項または第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、または改定しなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、または改定したときは、その決定または改定に係る事項を単身赴任手当認定簿(様式第2号)に記載するものとする。

(支給の始期および終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第11条の3第1項または第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項または第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第10条 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第11条の3第1項または第3項の職員たる要件を具備しているかどうかおよび単身赴任手当の月額が適正であるかどうか随時確認するものとする。

- 2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給方法)

第11条 単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- 2 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして移動した場合におけるその移動した日の属する月の単身赴任手当は、前項本文の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の移動がその月の給料の支給前であるときは、その際支給するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平27規則2・旧附則・一部改正)

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

- 2 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年鯖江・丹生消防組合条例第2号)附則第7項の規定により読み替えられた鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号)第11条の3第2項に規定する3万円を超えない範囲内で規則で定める額は、3万円とする。

(平27規則2・追加、平28規則3・一部改正)

附 則(平成5年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の単身赴任手当の支給に関する規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成10年規則第5号)

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の単身赴任手当の支給に関する規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成27年規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

(平10規則5・一部改正)

単身赴任届

年 月 日提出

勤務公署名	殿	職	所在地	氏名	印
届出の理由	☐ 1新規 ☐ 2異動 ☐ 3転居(☐ 本人 ☐ 配偶者) ☐ 4その他() 上記事実の発生年月日 年 月 日				

鯖江・丹生消防組合職員の単身赴任手当の支給に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票等証明書類 通添付)

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	☐ 配偶者 ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日)

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ その他(続柄) ☐ その他(継続) ☐ その他(続柄) ☐ その他(続柄)
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と { ☐ 同じ。 ☐ 異なる。(入居年月日)
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路および方法	2号紙の(1)に記入
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路および方法	2号紙の(2)に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路および方法	2号紙の(3)に記入

※任命権者記入欄

上記のとおり { ☐ 確認する。 ☐ 確認し、 { ☐ 単身赴任手当の月額を 円と決定する。 ☐ 規則第4条第3項の規定による加算額を 円、 単身赴任手当の月額を 円と決定する。				
年 月 日	職	氏名	印	取扱者 認 印

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

(裏 面)

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し(新規の場合は理由の1のみにレ印を付する。)、理由の4に該当する場合は内容を()内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 4 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 5 「1 異動直前の居住状況等」および「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となつた公署を異にする異動をいう。
- 6 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 7 職員以外の地方公務員、国家公務員または規則第5条第1項に規定する法人に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなつた者にあつては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入する。
- 8 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路および方法」欄は記入を要しない。
- 9 異動に伴つて配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路および方法」欄は記入を要しない。
- 10 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 11 別居後に配偶者を欠くこととなつた場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
- 12 ※欄は記入しないこと。

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路および方法

順路	通勤方法 の別	区 間	任命権者 記入欄	順路	通勤方法 の別	区 間	距 離
1		住居から(経由) まで		1		住居から(経由) まで	・ km
2		から(経由) まで		2		から(経由) まで	・ km
3		から(経由) まで		3		から(経由) まで	・ km
4		から(経由) まで		4		から(経由) まで	・ km
5		から(経由) まで		5		から(経由) まで	・ km
6		から(経由) まで		計(規則第3条の規定による通勤距離)			・ km

経路略図(経路朱線)

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路および方法

順路	通勤方法 の別	区間	任命権者 記入欄	順路	通勤方法 の別	区間	距離
1		住居から(経由) まで		1		住居から(経由) まで	・ km
2		から(経由) まで		2		から(経由) まで	・ km
3		から(経由) まで		3		から(経由) まで	・ km
4		から(経由) まで		4		から(経由) まで	・ km
5		から(経由) まで		5		から(経由) まで	・ km
6		から(経由) まで		計(規則第3条の規定による通勤距離)			・ km
経路略図(経路朱線)							

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路および方法

順路	交通方法 の別	区 間	任 命 権 者 記 入 欄	順路	交通方法 の別	区 間	距 離
1		住居から(経由) まで		1		住居から(経由) まで	・ km
2		から(経由) まで		2		から(経由) まで	・ km
3		から(経由) まで		3		から(経由) まで	・ km
4		から(経由) まで		4		から(経由) まで	・ km
5		から(経由) まで		5		から(経由) まで	・ km
6		から(経由) まで		計(条例第11条の3第2項の規定による交通 距離)			・ km

経路略図(経路朱線)

様式第2号

単身赴任手当認定簿

氏名	
----	--

届出の理由等		届出提出年月日 (受理年月日)	支給の始期(終期) 支給額の改定時期	加算額	単身赴任手 当の月額	任命権者決定(改定)
事実の発生年月日	内 容					
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職 氏名 印
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職 氏名 印
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職 氏名 印
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職 氏名 印
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職 氏名 印
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職 氏名 印

記入上の注意 「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書で付記する。